

**一般社団法人 日本歯科理工学会**  
**学会賞授賞内規**

(趣旨)

第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、本会の進歩発展に顕著な貢献をした者を表彰するために定める。

(資格)

第2条 学会賞は、次の号のすべてに該当する者に授与する。

- (1) 本会会員で、会員歴10年以上の者
- (2) 本会にかかる学術研究、教育活動、学会活動に特に大きな貢献のあった者
- (3) 理事が候補者を推薦する者

(委員会)

第3条 常任理事および委員会規程に基づき、学会賞および功労賞表彰委員会（以下、「委員会」という）を構成する。

- 2 委員会委員は、委員長および副委員長含め、本会理事または代議員の7名で構成する。
- 3 委員長は、常任理事より理事長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(選考)

第4条 選考は、委員長を除く6名の委員の投票により受賞候補者を決定する。

- 2 得票同数の場合には委員長がこれを決する。
- 3 受賞候補者は、理事会で承認を得る。

(表彰等)

第5条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会の機関誌に発表する。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、常任理事会の審議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本内規は、平成6年4月2日より施行する。
- 2 本内規は、平成6年9月23日一部改正施行する。
- 3 本内規は、平成14年4月6日一部改正施行する。
- 4 本内規は、平成24年10月12日一部改正施行する。
- 5 本内規は、平成25年4月12日一部改正施行する。
- 6 本内規は、平成30年4月13日一部改正施行する。